

第 17 回関西障害学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	A-1 支援体制	参加者数	9名	会場	第2共同研究室
テーマ	支援の体制整備やシステムづくり、ガイドラインの作成、スタッフの配置等の情報交換				
記 録					
<p><参加校概要></p> <p>障害学生を支援する専門部署・担当者がいるという支援の枠組みがある大学、組織再編中の大学 8校（内訳：国立大学2校、私立大学6校）</p> <p><話題></p> <p>（1）学生サポーターの養成・派遣に関して</p> <p>→学生サポーターを養成・派遣する学内の体制について議論を行った。学生サポーターの活用を体制化している大学から、取り組みの概要、サポーターの数等の報告があった。聴覚障害・視覚障害・肢体不自由の学生の支援だけでなく、発達障害学生に対するサポート学生の養成を目指している大学もあった。</p> <p>（2）学内体制整備に関して</p> <p>→各大学から、支援体制を整備してきた背景を紹介し、体制化整備のポイントについて話し合った。かつては当該部局や教員で個別対応を行うことが多かったが、障害者差別解消法の施行により、ワーキンググループの立ち上げや全学的取り組みとして学内体制を整えつつある大学が多い。しかし、事務職員の異動や教職員の任期切れにより、引き継ぎがうまくいかず、ノウハウ・資源の蓄積に難しさがあるという課題が挙げられた。</p> <p>（3）不服申立てに関して</p> <p>→各大学から、不服申立ての状況を報告した。これまで大きな問題となるような不服申立ては、特に起きていない。しかし、トラブルは日々起きているため、建設的対話が可能となる条件・環境整備が重要である。また、学外の第三者及び機関との関係性も大切になるであろう。</p> <p><感想></p> <p>今年度から障害学生支援に関する部署が立ち上がった大学や障害学生支援体制がある程度整ってきている大学等、様々な立場の大学が参加しており、有意義な分科会となった。各大学の諸事情は異なるにもかかわらず、現在抱えている課題には共通するものがあった。大学同士の情報交換は、各大学の取り組みを自省しつつ、課題解決への糸口をみつけるヒントとなったように思われる。</p>					

第 17 回関西障害学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	A-② 支援体制	参加者数	11 名	会場	第 3 共同研究室
テーマ	支援の体制整備やシステムづくり、ガイドラインの作成、スタッフの配置等の情報交換				
記 録					
<p><参加校概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害学生を支援する専門部署・担当がいるという支援の枠組みがある大学が 7 校 ・これから整備を検討している大学が 4 校 ・在籍学生数が数百人～数万人、通信教育課程をもつ学校、専門資格取得に重きが置かれている大学等、規模・設置者（公立・私立）・特色も様々な大学が集った。 <p><話題></p> <p>（1）支援（配慮の検討・提供）の主体がどこにあるのか</p> <p>→支援室の専門スタッフが教員との直接的な調整も、大学への働きかけもすべてを担っている大学もあれば、支援室の専門スタッフはアドバイザーとして機能し支援の主体が学部にある大学、支援室の事務職員がすべてを担う大学、専門部局がなくそれぞれの窓口で担当者が苦慮している等、様々であった。</p> <p>（2）ガイドラインの作成はどのように行われたか</p> <p>→支援に関する専門部署がある大学では、その部署においてひな形が作成され、学内での会議を経て公布されていた。大学の障害学生支援に関する姿勢を基本方針で示し、ガイドラインは細かな支援内容を書くのではなく、学生がすべきこと（学ぶ意欲、説明責任、対話の姿勢）、大学がすべきこと（支援を用意する姿勢、対話の姿勢）を明記したもの、という取り扱いの大学もあった。各学部、専門部署が一同に会し、話し合いの場をもった大学もあった。教職員からの同意、周知の徹底のために、研修を行ったり、専門部局のスタッフが教授会に説明に行く等、各校工夫が計られている。</p> <p>（3）発達障害学生へのキャリア支援について</p> <p>→就職課等の就労支援の専門部署が担う場合もあれば、支援の担当者が就職支援も行っている大学もある。しかし、職業訓練や卒後のフォローといった観点からも、外部の就労移行機関（大学生でも使える民間団体）等との連携が必要である。</p> <p><感想></p> <p>支援体制の有無やガイドラインの整備状況等、様々な団体が集まり活発な意見交換ができた。いずれの大学でも、障害学生の修学・就労支援に関する学内部局間の調整・連携が非常に大切であると考えており、合理的配慮の妥当性の検討や決定、提供に至るシステムの構築を模索している。また学内だけでなく学外の支援資源の活用についても話題が及び、新たな課題と新たなヒントを持ち帰ることのできる会であった。</p>					

第 17 回関西障害学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	B 支援実務入門	参加者数	19 名	会場	第 1 共同研究室
テーマ	支援実施状況等の情報交換、支援体制に関する相談				
記 録					
<p><参加校概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事異動等により、障害学生支援担当となってから半年未満の参加者が大半であった。 ・ 専門部署や専属の担当がおらず、他の業務と兼務している大学が多かった。 ・ 4 年制の総合大学、短期大学、単科大学等、在籍学生数や設置者（国公立・私立）が異なる様々な大学が集った。 <p><話題></p> <p>（1）学生対応に関すること</p> <p>①生活介助（排泄・歩行・食事）の取組み状況について</p> <p>→重度の肢体不自由学生がいる大学の 9 割が家族へ介助依頼を実施、または行政等へ委託しているが、事務職員が介助する大学もあり、委託依頼の手順等の情報交換をした。</p> <p>②学生サポーターの募集アイデアについて</p> <p>→チラシの配布や友人への口コミ依頼、ポータルサイト活用等の意見が出た。ボランティアに関心が薄い学生向けのキャッチコピー考案等、周知の工夫についても助言があった。</p> <p>③発達障害学生の配慮に対する一般学生とのバランスの取り方について</p> <p>→発達障害の疑いがある学生（本人は気付いていない）の行動により、一般学生に修学上多大な支障が出ている事例を紹介。本人は困っておらず、周囲の困惑が理解できない。本人と保護者との関係を構築し、適正な支援が受けられるよう働きかけることと、一般学生のメンタルケアを実施できる体制を作ることが肝要であるとの意見が出た。</p> <p>（2）支援体制に関わること</p> <p>①身体及び重度障害の学生を受け入れる際の準備等について</p> <p>→相談窓口となる担当者を作り、他大学の状況等を聞きつつ連携を取って進めるとよい。また、インテークシート等を利用し、大学入学前から高校での支援や今後希望する支援内容等を聞き取り、個々に合わせて具体的な支援体制を検討している大学が多かった。</p> <p>②障害学生支援に係る教員との支援内容の調整について</p> <p>→本人へ希望を聞き取り、教員との擦り合わせを綿密に行い、双方のギャップを埋めるようなコーディネートをすることが重要であることを確認した。</p> <p>③キャンパスが複数ある大学の障害学生支援体制のバランスの取り方について</p> <p>→本部から離れたキャンパスの場合、週 1 回出張して相談窓口を設置することで対応している大学があった。アプリケーションを利用した支援の導入についても話題になった。</p> <p><感想></p> <p>情報交換が主体となったが、各大学が初任者ならではの悩みを共有することができた。今後も各大学との連携の必要性を再確認し、互いに多くの刺激を受けられた会であった。</p>					

第 17 回関西障害学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	C-① 支援実務	参加者数	16 名	会場	6 階 京都大学サテライト
テーマ	発達障害、精神障害のある学生の支援				
記 録					
<p><参加校概要></p> <p>・障害学生を支援する専門部署・担当者がいるという支援の枠組みがある大学、整備中の大学 14 校に加え公立精神保健福祉センター 2 名がオブザーバーとして参加。</p>					
<p><話題></p> <p>(1) 発達障害および障害の疑いがある学生の把握はどのような方法で行われているか。</p> <p>→入学前の自己申告はほとんどなく、入学後の窓口対応や授業での様子などからわかる場合が多い。大学が能動的に働きかけて把握している例として、入学時の健康診断で保健室が全員に個別問診を行って自己申告しやすいようにしている大学や、1 年次に様々な場面で文章を書く課題を与えることで発達障害の特性がある学生を把握している大学があった。</p> <p>(2) 支援が必要と思われる学生の情報共有はどのような方法で行われているか。</p> <p>→健康管理部門だけ、あるいは窓口担当職員のみが気づいているなど、情報共有に関してはどの大学でも苦慮している。散らばった情報を一カ所に集める必要があり、「専門の支援担当部署や支援コーディネーターの設置が望ましいことを確認した。なお、配慮願を授業担当者だけでなく関係事務局（教務課や学生課など）にも配付して情報共有している大学もあった。</p> <p>(3) 配慮が必要な学生の保護者との連携はどうあるべきか。</p> <p>→保護者の障害に関する理解度によって対応は大きく変わる。過度な支援を望む、学生の障害の特性に気づいていない、などの例が挙げられた。保護者と大学が学生の「今」の姿を共通理解として持つ取組みが必要との意見があり、配慮内容を決定する際には保護者が同席、署名する大学もあった。また、学生が未成年のうちには特に保護者との連絡を密にして学生の支援に繋げているという大学が複数あった。</p>					
<p><感想></p> <p>発達障害のある学生への対応に苦慮する事例で意見交換も佳境に入ったとき、「大学は研究の場」という大前提のもとで「障害のある学生にとって大学とはどのような場であるのか、大学が学生にすべきことは何か」を参加者で見直した。精神保健福祉センターに寄せられる相談は学生の年齢と重なる 10 代後半から 20 代前半の方からが最も多いという情報を得て、大学は育ちの過程を見守る場であり、学生自身はどうしたら上手くいくかを考える自己学習の場という見解が出された。また、対応に苦慮する学生も今後の日本を支えていく人材であり、大学は学生を育てる役割を忘れてはならない、という意見もあったのが印象的である。</p> <p>大学の規模や支援体制の違いはあるが、学生を支援したいという共通目的を持ち、活発な意見交換ができた。多くの事例や工夫が示され、課題解決のための手がかりを得ていただけたのではと思う。</p>					

第 17 回関西障害学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	C-②③ 支援実務	参加者数	15 名	会場	2 階ホール
テーマ	②肢体不自由の学生の支援（学内での生活介助について考える） ③特殊な科目・コースにおける支援（資格系・外国語系・理系等） の情報交換				
記 録					
<p><参加校概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害学生を支援する専門部署・担当者がいるという支援の枠組みがある大学、整備中の大学が 10 校、特定非営活動法人がオブザーバーとして参加。 <p><話題></p> <p>(1) 肢体不自由学生の支援について（課題、問題点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正課以外（学内トイレ介助や食事介助）についてどこまで大学として、支援（介助等）を行うべきか。 →大学によって支援を行っている大学、行う（行わない）ことについての表明を検討している大学とさまざまであった。どこの部署がどこまでの支援を行うのか線引きも難しくなっている。 ・通学介助や学内介助に、地方自治体の介護制度（専門ヘルパー）は使えるのか。 →継続的に続く支援に自治体の制度は使えないとされているが、使える自治体もある。 日常生活および社会生活の介護制度は、厚生労働省管轄のため、教育機関への通学や学内介助との谷間にあり多くの大学にとって課題となっている。 <p>(2) 特殊な科目コースにおける支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が自分の障害に気づいていない学生の教育実習について、本人に気づかせる方が良いのか、または実習を断念すべきなのか。 →さまざまなパターンがあり、見極めが難しい。合理的配慮の「本質を変えない」「ダブルスタンダードを設けない」という点を中心に学内で話し合い、方針を検討することが重要である。 ・全盲学生や聴覚障害学生に対して、他大学ではどのような支援が行われているのか。 →全盲学生に対しては、教室や席の固定化、テキスト・試験問題の点訳、各施設案内（覚えるのに 1 ヶ月かかったケースあり）。聴覚障害学生に対しては、漫才をノートテイク研修会で利用したり、障害体験を行っている大学があった。また、スマートフォンの入力機能を用いて情報保障ができるソフトがリリースされるという最新情報もあった。 <p><感想></p> <p>大学によって支援体制に差がある中、成功事例や失敗事例を共有し、活発な意見交換ができた。また、答えを出せない課題も多く、「合理的配慮」の視点から、課題解決のための検討ポイントを確認できた。</p>					